

# 国保・後期高齢者医療・国民年金に加入する人と 福祉医療制度を受給する皆さんへ

## 福祉医療費受給資格者証の更新と新規申請のご案内

福祉医療制度は、子どもや心身に障害のある人、ひとり親家庭などに、保険診療の自己負担分を助成する制度です。資格要件(別表のとおり)に該当する人で、まだ受給資格者証を持っていない人は、申請により受給できる場合があります。

詳しくは、**☎保険年金課**(☎2461・ホームページID 11488)へ。

きるようになりました。  
なお、資格確認ができない医療機関もあるため、福祉医療費受給資格者証は、資格を持つ人全員に送付します。

**受給資格者証の更新**  
7月31日(金)で有効期限を迎える対象者に、新しい資格者証を7月下旬に郵送します。

**マイナ保険証の利用**  
4月1日から一部の医療機関で、マイナ保険証による福祉医療費受給資格の確認がで

**ひとり親家庭へ**  
令和7年分の所得の申告をしていない人には、新しい受給資格者証を送ることができません。所得の申告をしてから保険年金課で手続きをしてください。

**重度心身障害者(児)・高齢重度障害者へ**  
所得制限により非該当となった人で、条件を満たして再度福祉医療費の受給を希望する場合、新規に申請が必要となりますので注意してください。

区分	資格要件	手続きに必要なもの※1
子ども	18歳になった年の年度末まで	母子健康手帳(出生の場合)
重度心身障害者(児)※2	特別児童扶養手当1級	受給証明書
	障害基礎年金1級	年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	所定の診断書
	身体障害者手帳1～3級 療育手帳 判定A・B	身体障害者手帳 療育手帳
精神通院医療(後期高齢者医療被保険者を除く)	自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者 ※定められた医療機関に限ります	自立支援医療受給者証(精神通院)
高齢重度障害者(後期高齢者医療被保険者)※2	障害基礎年金1級 身体障害者手帳1～3級 療育手帳 判定A・B	年金証書 身体障害者手帳 療育手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親と子 ②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告・市県民税申告)をした人が対象	戸籍謄本(本市に本籍がない人)

※1 申請には健康保険の資格確認書類の提示が必要です  
※2 所得制限があります



**「マイナ保険証」とは?**  
保険証利用が登録された「マイナンバーカード」のこと。医療機関で便利に受け付けすることができます。

## 後期高齢者と国保の「資格確認書」は7月末が更新時期 今年度は条件に該当する人だけに送付します

### 後期高齢者医療制度

昨年度は、後期高齢者医療制度に加入している全ての人へ資格確認書を送付しましたが、**今年度は下の条件に該当する人だけに送付します(7月中に郵送)**。

なお、下の条件に該当しない人は、マイナ保険証を利用してきている人と見込まれます。**引き続き、医療機関などの受診に、マイナ保険証を利用してください。**

また、下の条件に該当しない人には、「資格情報のお知らせ」を送付します。

### 国民健康保険

7月中旬に新しい資格確認書を送付します。有効期限が過ぎたものは、各自で破棄してください。

なお、資格確認書は、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている人には送付されません。引き続きマイナンバーカードを利用して医療機関などを受診してください。また、利用登録をしている人のうち70歳～74歳の人には、「資格情報のお知らせ」を送付します。(資格情報のお知らせについては、このページ左上に記載)

**「資格情報のお知らせ」とは?**  
自身の資格情報を簡易的に確認したり、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際にマイナ保険証と合わせて利用する、A4(一般的な用紙)サイズのもので、必要になることがありますので、大切に保管してください。

**マイナンバーカードの保険証利用登録をしても条件に該当する場合は資格確認書の交付申請が可能です**

次のいずれかに該当する人は、申請により資格確認書の交付を受けられます。

①第三者の介助がなければマ

イナ保険証での受診が困難  
②マイナンバーカードを紛失した  
③マイナンバーカードを更新中

**申請方法** 保険年金課または各行政センターに必要書類を持参して来庁してください  
**(必要書類)**  
▼本人または同じ世帯の人が申請する場合は、顔写真付きの本人確認書類  
▼それ以外の代理人が申請する場合は、本人確認書類に加えて代理人に応じて次のもの  
▼成年後見人の場合⇨登記事項証明  
▽施設職員等の場合⇨委任状および職員証など身分を確認できるもの  
▽別世帯の親族などの場合⇨委任状

**問合せ先(この記事に共通)**  
☎保険年金課(☎2461) または各行政センター

## 国保税と後期高齢者医療保険料の納税通知書を7月中に郵送します

今年度の納付額を記載した納税通知書を送付しますので、確認してください。詳しくは、**☎保険年金課**(☎2429・ホームページID=5613および1231)へ。

**〈納付方法の種類〉**  
▷普通徴収=納付書を使った窓口払いまたは口座振替  
▷特別徴収=年金から天引き

※年金天引きから口座振替への変更を希望する人は、保険年金課に問い合わせください  
**〈国保税の軽減制度〉** 制度の利用には申告が必要です。詳しくはホームページへ  
▷失業者などの特例軽減(ホームページID=1214)  
▷産前産後期間の免除(ホームページID=11007)

## 国保に加入する 子育て世帯へ 支援金を支給

市は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保に加入している18歳までの子ども（平成20年4月2日以降に生まれた子）がいる世帯に支援金を支給します。

申請の必要有無は世帯ごとに異なりますので、詳しくは、対象世帯へ送付する案内通知を確認してください。

**支給額** 国保税の子どもの均等割額相当額

**案内通知の郵送時期** 10月中旬（昨年と通知の送付時期が異なります）

**問合せ先** 国保年金課（☎2429）  
ホームページID 11451



## （国保）高額な診療を受ける場合は

### 限度額適用認定証の申請を

国民健康保険加入者が、高額な診療を受けて、1カ月の自己負担限度額を超えたとき、治療費の一部が支給される制度があります。該当する人は、窓口で手続きをしてください。認定証を交付します。詳しくは、国保年金課（☎2461）へ。

### 認定証と制度の利用

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までに抑えられます。

また、条件に該当する人に交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、治療費に加えて入院時の食事代も減額されます。

交付条件や自己負担限度額など詳しくは、市ホームページ（ID＝10633）を確認してください。

### 申請方法

保険年金課または各行政セ

ンターに持ち物を持参して来庁してください

### 持ち物

- ① 保険資格が分かるもの
- ② 入院期間が分かる領収書など（住民税非課税の人で入院が過去1年間に91日以上の場合）

※申請には、国保税に未納がなく、前年所得の申告をしている必要があります

### その他

マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証の申請は不要です。ただし、次のいずれかに該当する人は申請が必要です

- ① 過去1年間に91日以上入院した人
- ② 障害年金受給者
- ③ 遺族年金受給者

### 認定証を既に持っている人の更新について

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日（金）です。国保に加入している人で、8月以降も引き続き使用する場合は、申請が必要です。

## 国民年金保険料納付のお知らせ

問合せ先 渋川年金事務所（☎21607）または国保年金課（☎2429）  
ホームページID 1222

### 国民年金保険料の納付は 納付期限までに

令和8年度の国民年金保険料は、月額1万7,920円です。

納付期限は、納付対象月の翌月末日（翌月末日が休日の場合は金融機関の翌営業日）です。期限までに保険料を納めないと、もしものときに障害基礎年金などを受け取れない場合があります。忘れずに納めてください。

保険料の納付は「早割<sup>はやわり</sup>」がお得です。口座振替指定日を早めると、保険料が1カ月当たり60円引きになります。

### 国民年金保険料は 免除・納付猶予が申請できます

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合に、一定の基準で納付が免除または猶予されます。希望する人は、申請してください。

なお、今まで免除や猶予を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合は、忘れずに申請してください。※マイナポータルからも手続きできます

詳しくは、市ホームページ（右の2次元コード）へ。

